

福 厚 発 第 3 1 号
平成 9 年 2 月 1 9 日
(一部改正 平成 1 0 年 1 2 月 2 4 日)
(一部改正 平成 1 2 年 3 月 2 4 日)
(一部改正 平成 2 1 年 2 月 1 2 日)
(一部改正 平成 2 6 年 3 月 1 3 日)
(一部改正 2 0 1 9 年 3 月 2 8 日)
(一部改正 2 0 2 3 年 1 月 1 3 日)

共済事業給付金支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、福利厚生契約に関する約款第 1 5 条第 3 号に定める死亡保障等の共済制度の実施に必要な事項を定め、制度の適正、かつ、円滑な運営を図ることを目的とする。

(給付金の支払)

第 2 条 福利厚生センターは、福利厚生契約に関する約款第 8 条に規定する第 1 種契約対象職員並びに第 3 3 条に規定する特例契約対象職員(会員番号が 0 1 9 で始まる職員)(以下、この規程において「会員」という。)が死亡、又は傷害を受ける等、一定の事由に該当した場合、その会員、又はその会員の遺族に対して給付金を支払う。

2 会員の配偶者が死亡した場合、その会員に「配偶者死亡弔慰金」を支払う。

3 災害救助法の適用を受けた災害により一定以上の被害を受けた福利厚生契約者、又は会員に対し「災害見舞金」を支払う。

4 給付金を遺族に支払うときの支給順位については、労働基準法施行規則第 4 2 条から第 4 3 条に定めるところに従う。

(給付金の種類)

第 3 条 給付金は次のとおりとする。

- (1) 死亡保険金又は高度障害保険金
- (2) 死亡弔慰金
- (3) 配偶者死亡弔慰金
- (4) 後遺障害保険金
- (5) 傷害入院保険金及び手術保険金並びに手術見舞金
- (6) 災害見舞金

(団体定期保険契約及び団体傷害保険契約)

第 4 条 福利厚生センターは、この共済事業(第 3 条の(2)、(3)及び(5)の手術見舞金並びに(6)の給付金を除く。)を運営するために会員を被保険者として生命保険会社と団体定期保険契約を、損害保険会社と団体傷害保険契約を締結する。

(死亡保険金又は高度障害保険金)

第 5 条 会員が死亡、又は高度障害の状態になった場合、次に掲げる区分により第 4 条に規定

する団体定期保険契約及び団体傷害保険契約の保険金による死亡保険金又は高度障害保険金を支払う。

(1) 会員が就業時・通勤時の事故により死亡した場合

ア 団体定期保険契約 60万円

イ 団体傷害保険契約（共済事業加算額を含め） 120万円

(2) 会員が前号以外の事由にて死亡した場合

団体定期保険契約 60万円

(3) 会員が生命保険会社が定めるところの高度障害状態（団体定期保険契約の毎年の契約応当日時点で満71歳以上の場合は契約応当日前日まで、満70歳以下の場合は翌年の契約応当日前日まで）になった場合

団体定期保険契約 60万円

ただし、生命保険会社が免責とした事由に該当した場合は、(1)ア及び(2)の死亡保険金並びに(3)の高度障害保険金は支払わず、損害保険会社が免責とした事由に該当した場合は、(1)イの死亡保険金は支払わない。

(死亡弔慰金)

第6条 次の事由により、前条の(1)ア及び(2)の死亡保険金が支払われない場合（団体定期保険契約の加入対象でない会員が死亡又は団体定期保険契約の支払対象にならない特定の事由で会員が死亡）、又は特段の事情を福利厚生センターが認める場合、60万円を支払う。なお、本条の(1)及び(2)に係る死亡弔慰金について、戦争その他の変乱による死亡については、前条の(2)の死亡保険金の取扱に準ずるものとする。

(1) 福利厚生センターの会員となったときに、満71歳以上の場合

(2) 福利厚生センターの会員が団体定期保険契約の毎年の契約応当日時点で満71歳以上であった場合

(3) 生命保険会社が設定する団体定期保険加入謝絶事由に該当した場合

(4) 団体定期保険契約の加入日から起算して1年以内の自殺の場合

(配偶者死亡弔慰金)

第7条 会員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が死亡した場合、10万円を支払う。なお、戦争その他の変乱による死亡については、第5条の(2)の死亡保険金の取扱に準ずるものとする。

(後遺障害保険金)

第8条 会員が就業時・通勤時の事故によりケガをして損害保険会社が定めるところの後遺障害が生じたときは、その障害の程度により、損害保険会社が認定した後遺障害等級に基づき支払う（共済事業加算額を含め最高120万円）。

ただし、損害保険会社が免責とした事由に該当した場合は、後遺障害保険金は支払わない。

(傷害入院保険金及び手術保険金並びに手術見舞金)

第9条 会員が就業時・通勤時の事故によりケガをして入院した場合、傷害入院保険金として180日を限度として入院1日につき、1,000円を支払う。

また、手術した場合は、手術保険金として損害保険会社が定めるところにより支払う。

ただし、損害保険会社が免責とした事由に該当した場合は、傷害入院保険金及び手術保険金は支払わない。

- 2 手術保険金が支払われる場合、当該手術保険金の額を5倍した額から当該手術保険金の額を控除した額を手術見舞金として加算して支払う。

(災害見舞金)

第10条 災害見舞金は、福利厚生センター理事長が別に定める「災害見舞金支給要綱」により支払う。

(給付金の申請)

第11条 給付金の申請は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 第3条の(1)から(5)に定める給付金の支払を受けようとする者は、先ず、別添様式1の「事故報告書」により福利厚生センター宛に事故の概要を報告し、その後、給付金の支払に必要な関係書類を添付して福利厚生センター理事長宛提出するものとする。
- (2) 第3条の(6)に定める給付金の支払を受けようとする者は、「災害見舞金支給要綱」(平成10年12月24日福厚発第187号)に定める「罹災報告書」を福利厚生センター理事長宛提出するものとする。

(附 則)

この規程は、平成9年2月19日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
(この規程の適用前の給付金は、各年度の事業認可による)

(附 則)

この規程は、平成10年12月24日から施行する。
ただし、第3条の(6)に定める災害見舞金は平成10年4月1日から適用する。

(附 則)

この規程は、平成12年3月24日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(附 則)

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

(附 則)

この規程は、平成26年3月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
ただし、第9条第1項は平成26年4月1日以降の事故日より適用する。

(附 則)

この規程は、2019年4月1日から適用する。

(附 則)

この規程は、2023年4月1日から適用する。
ただし、第9条第1項は2023年4月1日以降の事故日より適用する。